条例制定改廃調書 条例改正に伴う新旧対照表

> 令和3年 奈良市議会8月臨時会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市手数料条例等の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法等 関係通達等 3 制定改廃 の理由	・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第55条による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「マイナンバー法」という。)の一部改正・デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)附則第41条によるマイナンバー法の一部改正・上記の法改正に伴い、個人番号カード再交付手数料について、今後は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が徴収することとなるため(J-LISからの委託に基づき市で徴収)、当該手数料に係る規定を削るもの。・上記の法改正に伴い、引用条文の整理その他所要の文言整理を行うもの。	4 制定改廃の概要	 奈良市手数料条例の一部改正(第1条による改正) (1) 別表第14の4項(個人番号カード再交付手数料)を削る。 2. 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正(第2条による改正) (1) マイナンバー法第19条に号ずれが生じたため、引用条文の整理を行う。(第1条、第5条関係)第19条第10号→第19条第11号 3. 奈良市特定個人情報保護条例の一部改正(第3条による改正) (1) マイナンバー法第19条に号ずれが生じたため、引用条文の整理を行う。(第34条関係)第19条第7号→第19条第8号同条第8号一同条第9号 (2) デジタル庁の設置に伴う所要の文言整理を行う。(第34条関係)総務大臣→内閣総理大臣
5 施行期日	令和3年9月1日	所管部課	市民部 市民課、総合政策部 情報政策課、総務部 総務課

奈良市手数料条例 新旧対照表 (第1条による改正)

金額 略 略
略
四々
100
略
略

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対 照表 (第2条による改正)

現行	改正案		
(趣旨)	(趣旨)		
第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の	第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の		
利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。) 第9条	利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条		
第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法 <u>第19条第10号</u> の規定に基づく	第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法 <u>第19条第11号</u> の規定に基づく		
特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。	特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。		
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)		
第5条 法 <u>第19条第10号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができ	第5条 法 <u>第19条第11号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができ		
る場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関	る場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関		
に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄	に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄		
に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げ	に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げ		
る機関が当該特定個人情報を提供するときとする。	る機関が当該特定個人情報を提供するときとする。		

2 略

現行

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

(保有特定個人情報の提供先等への通知)

|第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をし|第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有特定個人情報の訂正の実施をし た場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提 供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣 及び番号利用法第19条第 7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する 条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係 る番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条 において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された者であって、 当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面に より通知するものとする。

た場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提 供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第 8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する 条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係 る番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条 において準用する場合を含む。) に規定する記録に記録された者であって、 当該実施機関以外のものに限る。)) に対し、遅滞なく、その旨を書面に より通知するものとする。

改正案